

上智学院 情報システムセキュリティ運用基準

制定 平成 29 年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 この運用基準は、上智学院（以下「本学院」という。）における情報システムセキュリティの運用及び管理について必要な事項を定め、もって本学院（学院が設置する中学・高等学校を除く）の情報の保護と活用及び適切なセキュリティ対策を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この運用基準は、本学院の情報システムセキュリティを運用・管理するすべての者、並びに利用者及び臨時利用者に適用する。

2 この運用基準は、本学院の保有の如何を問わず、本学院が取り扱う全ての情報資産に適用する。

(定義)

第 3 条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 情報システム

情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムをいう。

(2) 情報

次のものをいう。

ア 情報システム内部に記録された情報

イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報

ウ 情報システムに関係がある書面に記載された情報

(3) 情報資産

情報システム及び情報システム内部に記録された情報、並びに情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。

(4) 情報システムセキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）

本学院が定める「情報システムセキュリティ基本方針」及び「情報システムセキュリティ運用基準」をあわせたものをいう。

(5) 実施手順

ポリシーに基づいて策定される手順、基準、計画、マニュアル、ガイドライン等をいう。

(6) 利用者

教職員等及び学生等で、本学院の情報システムの利用許可を受けて利用する者をいう。

(7) 教職員等

本学院の役員、並びに本学院に勤務する常勤又は非常勤の教職員等（派遣職員及び委託契約による業務従事者等を含む）をいう。

(8) 学生等

本学院の設置する学校に所属する学生、研究生、並びに研究者等をいう。

(9) 臨時利用者

教職員等及び学生等以外の者で、本学院の情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。

(10) 情報システムセキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性に対する脅威から情報資産を保護することをいう。

(11) 電磁的記録

電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつ

て、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

(12) インシデント

情報システムセキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる、本学院の規程又は法律に反する事故又は事件をいう。

(13) 明示等

情報を取り扱うすべての者が当該情報の格付けについて共通の認識となるように措置することをいう。

(情報システムセキュリティ最高責任者)

第4条 本学院は、情報システムセキュリティの運用に責任を持つ者として、情報システムセキュリティ最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

- 2 最高責任者は、経営企画担当理事をもって充てる。
- 3 最高責任者は、ポリシー及びそれに基づく規程の決定や情報システムセキュリティ上での各種問題に対する処置を行う。
- 4 最高責任者は、本学院の情報システムセキュリティの整備と運用に関し、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の実施を行う。
- 5 最高責任者は、全学の情報基盤として供される本学院の情報システムのうちセキュリティが侵害された場合の影響が特に大きいと評価される情報システムを指定することができる。この場合において、指定された情報システムを「高重要度情報システム」という。
- 6 最高責任者は、全学向け教育及び全学情報システムを担当する部局担当者向け教育を統括・実施する。
- 7 最高責任者は、本学院の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報において本学院の情報システムセキュリティを代表する。
- 8 最高責任者に事故があるときは、情報システムセキュリティ最高責任者があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 9 最高責任者は、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家を情報システムセキュリティアドバイザーとして置くことができる。

(情報システムセキュリティ統括責任者)

第5条 本学院に、情報システムセキュリティ統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

- 2 統括責任者は、学術研究担当副学長をもって充てる。
- 3 統括責任者は、最高責任者を補佐し、その責任と権限の範囲において情報システムセキュリティ対策に関して適切な措置を講じるものとする。

(情報システム委員会)

第6条 本学院の情報システムのセキュリティに関する最終決定機関は情報システム委員会（以下「委員会」という。）とする。

- 2 委員会の運営等に必要な事項は別に定める。

(情報システムセキュリティワーキンググループ)

第7条 委員会は、必要に応じて情報システムセキュリティに関する個別事項を検討する情報システムセキュリティワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置くことができる。

- 2 ワーキンググループは次の事項について検討し、情報システム委員会に報告する。
 - (1) ポリシー及び全学向け教育の実施ガイドラインの改廃
 - (2) 情報システムセキュリティの運用と利用及び教育に係る規程及び手順の制定及び改廃
 - (3) 情報システムセキュリティの運用と利用に関する教育の年度講習計画の制定及び改廃、並びにその計画の実施状況の把握

- (4) 情報システムセキュリティ運用リスク管理規程の制定及び改廃、並びにその実施状況の把握
- (5) 情報システムセキュリティ監査規程の制定及び改廃、並びに当該規程に基づく情報システムセキュリティ監査（以下「監査」という。）の実施
- (6) 情報システムセキュリティ非常時行動計画の制定及び改廃、並びにその実施
- (7) インシデントの再発防止策の検討及び実施
- (8) その他委員会委員長からの諮問事項

（情報システムセキュリティ監査責任者）

第8条 本学院に情報セキュリティ監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置く。

- 2 監査責任者は、監査室長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、情報システムセキュリティ最高責任者の指示に基づき、監査に関する事務を統括する。
- 4 監査責任者は、監査を実施するため、情報システムセキュリティ対策を実行する各責任者と兼務することはできない。

（情報システムセキュリティ監査）

第9条 監査責任者は、情報システムのセキュリティ対策がポリシーに基づく手順に従って実施されていることを監査する。

- 2 監査の実施等に必要な事項は、別に定める。

（所管部署）

第10条 本学院の情報システムセキュリティは、学術情報局情報システム室の所管とする。

（所管部署が行う事務）

第11条 所管部署は、最高責任者の指示により、次に定める事務を行う。

- (1) 情報システムセキュリティに関する事務全般
- (2) 本学院の情報システムセキュリティの運用と利用におけるポリシーの実施状況の取りまとめ
- (3) 講習計画、リスク管理及び非常時行動計画等の実施状況の取りまとめ
- (4) 本学院の情報システムセキュリティのセキュリティに関する連絡と通報

（役割の分離）

第12条 情報システムセキュリティ対策の運用において、次の役割を同じ者が兼務しないものとする。

- (1) 承認又は許可事案の申請者とその承認又は許可を行う者（以下「承認権限者等」という。）
 - (2) 監査を受ける者とその監査を実施する者
- 2 前項の定めにかかわらず、教職員等は、承認権限者等有する職務上の権限等から、当該承認権限者等が承認又は許可（以下「承認等」という。）の可否の判断を行うことが不適切と認められる場合には、当該承認権限者等の上司に承認等の申請をする。この場合において、当該承認権限者等の上司の承認等を得たときは、当該承認権限者等の承認等を得ることを要しない。
- 3 教職員等は、前項の場合において承認等を与えたときは、承認権限者等に係る遵守事項に準じて、措置を講ずる。

（情報の格付け）

第13条 委員会は、本学院の他の委員会等と連携しつつ情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、及び書面については機密性の観点から、当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の各種遵守事項を整備する。

(学外の情報システムに対する、本学を起点とした不正アクセスの防止)

第 14 条 最高責任者は、学外の情報システムに対する、本学を起点とした不正アクセスの防止に関する措置についての各種遵守事項を整備する。

2 本学院の情報システムセキュリティを運用・管理する者並びに利用者及び臨時利用者は、学外の情報システムに対する、本学を起点とした不正アクセスの防止に関する措置を講ずる。

(情報システムセキュリティ運用の外部委託管理)

第 15 条 最高責任者は、本学院の情報システムセキュリティの運用業務のすべて又はその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講ずる。この場合において、当該第三者との契約等により責任の範囲を明確にしておくものとする。

(見直し)

第 16 条 学術情報局情報システム室は、所管する各規程の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

2 本学院の情報システムセキュリティを運用・管理する者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題及び問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行う。

(運用基準の改廃)

第 17 条 この運用基準の改廃は、情報システム委員会の意見を徴し、本学院の定める手続きにより行う。

附 則

この運用基準は、2017 年（平成 29 年）6 月 1 日から施行する。